

第1 監査の請求

1 請求人 略

2 請求書の提出 平成25年8月21日

3 請求の内容 本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『第1 大阪府知事松井一郎氏に関する措置請求の要旨

1 事案の概要

高槻市立樫田小学校の教職員らが、大阪府に対する出張旅費の請求にあたり、実際には自家用車を使用していたにもかかわらず、バスや電車を利用したとして、旅費を請求していた。これに関する、住民監査請求において、大阪府教育委員会は教職員らが、学校から用務先に行き、直接自宅に帰った場合でも、学校に戻ったものとして扱い、旅費を支給すべきであると主張し、監査委員はそれを容認する監査結果を出した。その監査結果に基づいて大阪府教育委員会は上記の学校と用務先との間の往復分の旅費を支給すべきであるとして、支給するための準備を実際に進めている。従って、上記旅費が支給される可能性が極めて高い。しかし、この支給は明らかに大阪府の「職員の旅費に関する条例」に反し、違法であるので差止めの勧告を求める。また上記監査結果に基づき府教委及び高槻市教委が調査を行ったところ、別添資料のとおり、計372件もの過誤払いがあることが分かった。これは虚偽の旅行手段を記載した申請による違法なものであるから、これに関する返還・賠償の請求についても勧告することを求める。

2 法や要綱等の定め

1. 文書偽造等及び詐欺

虚偽の内容を記載した文書を作成・行使し、これによって金銭を詐取することは、明らかに刑法に反する行為であって、当然に違法である。

2. 地方自治法及び地方財政法の定め

(監査委員注：地方自治法第2条第14項、第16項及び第17項並びに地方財政法第4条第1項が引用されているが、記載を省略した。)

3. 職員の旅費に関する条例

(監査委員注：職員の旅費に関する条例第3条第1項及び第5項、第4条第1項、第6条第1項、第2項及び第5項、第8条、第16条、第27条第2項、第41条並びに第43条が引用されているが、記載を省略した。)

3 違法行為

高槻市立榎田小学校の教職員らは、出張旅費の請求にあたり、自家用車を使用したにも関わらず、同学校長の指示により、旅行命令兼旅行明細書にバスや電車など公共交通機関を使用したとの虚偽を記載し、大阪府から当該旅費を詐取していた。これは、上記刑法、地方自治法、地方財政法及び「職員の旅費に関する条例」に反している。自家用車の使用では旅費が支給されないと考えた同学校長が、公共交通機関を使用したとの虚偽の公文書を作成させ、旅費を支給させたのであるから、校長は故意に違法行為をしたのであり、教職員らも虚偽と知りつつ公文書を作成し、旅費を受領したのである。したがって、両者とも悪意をもっていたのであり、刑事責任・不法行為責任を免れえない。

この過誤払いの件数は、別添資料記載のとおり、計372件であり、これらについては、上記のとおり違法に支出されたのであるから、関係教職員には、返還・賠償の義務がある。

しかし、大阪府教育委員会も高槻市教育委員会も当該過誤払いについて認めているにもかかわらず、府教委は、同学校長らを処分することもなく、学校から用務先に行き、直接自宅に帰った場合でも、学校に戻ったものとして扱い、用務先から学校の経路に係る旅費についても支給すべきであると主張し（以下、こうした運用を「本件特異な運用」という。）、旅費を詐取した教職員らに対し、上記往復分の旅費を支給しようとしている。府教委の担当職員によれば、高槻市教委からの調査結果及び支給依頼の内容を精査した後、府教委の学校総務サービス課長の決裁を経て、本年9月頃に支給の予定であるとのことであった。

府教委が今後支給しようとしているのは、府教委が、本来支払わなければならないと主張している学校と用務先の往復分の車賃から、教職員らが詐取した金額を差し引いたものである。

すなわち、府教委は、「本件特異な運用」に基づき、教職員らが実際には通っていない用務先から学校までの経路につき車賃をも払おうとしているのである。同経路は、架空の経路といわざるをえず、これに旅費を支給することは、「職員の旅費に関する条例」8条に「旅費は、経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」、16条1項に、「車賃は実費額を支給する。」と定められている以上、同条に反し、明らかに違法である。したがって、本件特異な運用そのものが同条例違反の違法な運用といわざるをえない。

なお、本件特異な運用は、知事部局や議会事務局、府教委の高校についてはされておらず、府教委の小中学校においてのみ適用されているとのことである。しかし、教師生活30年以上の同校の学校長が本件特異な運用を知らなかったというのはあまりにも不自然である。本件特異な運用は、府教委が、同学校長をかばうために、にわか創案したものとしか考えられない。

学校から用務先を経由して自宅に至る経路と、学校から自宅までの経路が、ほぼ同じ職員もいる。同校の教職員らは自家用車での通勤が認められており、その分の手当ても毎月支給されているのであるから、当然に、通勤と重複する部分は差し引くべき

である。この場合に学校から用務先への支給を別途行うのは違法である。しかし、府教委は一律に上記往復分を支給するとしている。仮に支給するとしても、学校から用務先に行き自宅に帰った経路から学校から自宅までの経路を差し引いた旅費を支給すべきである。

4 府の損害

前項のとおり、計372件の過誤払い分については、虚偽公文書作成・同行使により詐取されたのであるから、全額が府の損害である。

また、前項の違法な本件特異な運用により、檜田小学校の教職員らに支給されるであろう旅費については、次のとおりである。これが支給されれば、府の損害となることは明らかである。

①<平成23年度分>

- A 8483円
- B 3260円
- C 12591円
- D 10811円
- E 6361円
- F 3823円
- G 5838円
- H 11044円
- I 6597円

②<平成24年度分>

- J 9400円
- C 13250円
- A 2309円
- K 5391円
- D 9869円
- L 4217円
- E 6139円
- F 2903円
- G 5303円
- H 7105円

第2 監査の請求

上記のとおり、上記旅費の支給は違法不当であり、それにさらに違法に追給しようとすることは、大阪府にとって損害を及ぼすことになるため、大阪府知事松井一郎氏に対し、関係者・関係職員への支出額の返還・賠償の請求及び差止めを勧告することを求める。そして、もし、追給分が支給されてしまった場合には、関係者・関係職員に対しその返還や賠償を請求することを勧告することを求める。』

事実証明書

- ・ 府費負担教職員に対する旅費の返還請求に係る住民監査請求の結果について（平成25年5月17日付け監査結果）
- ・ 「府費負担教職員に対する旅費の返還請求に係る住民監査請求」に係る監査結果に伴う状況調査について（依頼）（平成25年6月6日付け教委学総第1624号）
- ・ 「府費負担教職員に対する旅費の返還請求に係る住民監査請求」に係る監査結果に伴う状況調査について（回答）（平成25年6月13日付け高教職第307号）
- ・ 旅費の誤払金の支出（過年度分）について（依頼）（平成25年6月13日付け高檜小第328号）
- ・ 「府費負担教職員に対する旅費の返還請求に係る住民監査請求」に係る監査結果に伴う状況調査について（回答）（平成25年7月18日付け高教職第436号）
- ・ 旅費の誤払金の支出（過年度分）について（依頼）（平成25年6月19日付け高檜小第359号）

第2 監査の実施

1 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め受理することとした。

本件請求に係る旅費には、支給日から請求書の提出日まで1年を超えているものも含まれているが、旅費の過誤払については、事実証明書として添付されている、高槻市教育委員会から大阪府教育委員会への回答文書（平成25年6月13日付け高教職第307号（平成23年度分）及び同年7月18日付け高教職第436号（平成24年度分））で示された調査結果で初めて明らかになったものであるから、1年を超えたことに正当な理由があると認められる。

2 請求人の陳述

法第242条第6項の規定により、平成25年9月27日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人からは請求書記載事項の補足として以下の内容の陳述があった。

- ・ 檜田小学校の教職員に対する旅費の追給に関してですが、教育委員会の職員に聞いたところ、その追給分については9月中旬に支払われるとの話でした。
- ・ そして、旅費に関する以前の住民監査請求において、教育委員会は、自家用車を使用した場合は、宅発、宅着であっても、その路程を学校と用務先を往復した場合と同様の扱いとして計算を行うというような、特異な運用があると主張していましたが、この特異な運用については10月1日から改正するとのことでした。
- ・ 改正後の内容は、自家用自動車等による出張において、自宅から直接目的地に出張する場合又は目的地から直接帰宅する場合には、全経路から通勤手当の自家用自動車等の使用距離を除いた距離で旅費の額を計算するというものです。

- ・ 職員の旅費に関する条例が改正されることもなく、その特異な運用のみが改正されるということは、やはりその特異な運用が条例に反するものであって、その特異な運用は知事部局や他の部署では行われていないことや、教師生活30年以上の前樫田小学校長が知らなかったことからすると、教育委員会が前校長らをかばうためににわか創案されたものであると考えています。そもそもそんな特異な運用は存在しなかったのです。
- ・ 条例の趣旨からすれば、10月1日からの運用を以前から行っていなければならなかったのです。そもそも前校長らは虚偽の公文書を作成し、これを行って旅費の支給を受けていました。これらの行為は誰が見ても明らかな違法行為です。違法に詐取されたのですから、まずは、旅費を返還・賠償してもらわなければならないはずです。
- ・ 条例違反の特異な運用に基づいて更に追給するということは決してあってはならないことです。
- ・ 監査委員には是非厳正中立な立場で監査をしていただくことを要望します。

3 監査対象事項

高槻市立樫田小学校（以下「樫田小学校」という。）において平成23年度及び平成24年度に支給された旅費のうち、事実証明書（「府費負担教職員に対する旅費の返還請求に係る住民監査請求」に係る監査結果に伴う状況調査について（回答）（平成25年6月13日付け高教職第307号及び同年7月18日付け高教職第436号））に記載された、過誤払があったとされる合計372件の旅行に係るもの及び当該旅行に関して追給されることが予測される旅費の支給は、違法又は不当な公金の支出に該当するか。

4 監査対象部局

大阪府教育委員会

第3 監査対象部局の陳述

- 1 監査対象部局である大阪府教育委員会に対し、平成25年9月27日に陳述の聴取を行ったところ、以下の内容の陳述がなされた。
 - ・ 大阪府が給与を負担している教職員を「府費負担教職員」と説明します。
 - ・ はじめに府費負担教職員の旅費負担について説明します。
 - ・ 市町村立学校については、学校教育法第5条の規定により、設置者である市町村がその学校の経費を負担することが原則となっています。
 - ・ その例外として、給料その他の給与は、市町村立学校給与負担法第1条により都道府県が負担するものとされており、教職員の旅費についても大阪府が負担しているところです。
 - ・ なお、府費負担教職員の服務監督については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条により市町村教育委員会が服務を監督することとされており、出張、休暇その他サービスの処理に関することは学校長の専決事項となっています。

- ・ 旅費の支出に際しては、職員の旅費に関する条例、これを受けて、職員の旅費に関する条例の運用について、職員の旅費に関する規則、小中旅費事務の手引きなどの条例・通知・規則等に基づき手続を行っているところです。
- ・ 次に、旅費の支給手続について説明します。
- ・ 出張、これからの説明では「旅行」と説明します。
- ・ 旅行命令を行う権限のある者を「旅行命令権者」と説明します。
- ・ 旅行命令権者は市町村立学校の場合、各市町村の規則で定められており、学校長の専決事項となっています。高槻市においても同様です。
- ・ 旅行命令権者たる学校長が旅行の必要性、予算等を確認の上、旅行命令を行います。旅行の経路や要する金額等を記入するための「旅行命令簿兼旅行明細書」という用紙に、旅行者はその旅行に利用する公共交通機関や要する金額を記入し、学校長の決裁を得ます。
- ・ これをもとに、事務担当者は提出のあった旅行命令簿兼旅行明細書に誤りがないか確認した上で、旅費システムに入力し支給事務を行います。
- ・ 学校長は入力し作成された旅費請求一覧と旅行命令簿兼旅行明細書を確認し、誤りがなければ請求一覧に確認印を押印します。旅行命令簿兼旅行明細書は学校が保存しています。
- ・ 以上が、各学校での事務処理です。
- ・ 次に、大阪府教育委員会学校総務サービス課の事務処理を説明します。
- ・ 各学校で事務担当者によって旅費システムに入力された当月の出張実績を、翌月の5日から8日ごろの一定の日に学校総務サービス課で集計処理を行い、給料の支給日である毎月17日に支給しています。
- ・ 既に支給した旅費について、誤った報告等により不足額が生じている場合には、その不足額を「追給」する必要が生じます。また、正当な金額を超えて支払ってしまい、その過払額を大阪府の予算科目に戻し入れなければならない場合などには「戻入」する必要が生じます。追給や戻入の必要が生じた場合には、各学校から学校総務サービス課に報告します。
- ・ 各学校が報告する際の手続、必要書類については、各学校に配布している小中旅費事務の手引きに記載しています。
- ・ 例えば、過年度支出分の旅費について追給する場合には、「旅費の誤払金の支出（過年度分）」について（依頼）」という表題の書類などを提出します。
- ・ 学校総務サービス課では、提出された書類の内容を精査し、誤っている場合には書類の再提出を依頼します。精査が完了した後、旅費を追給するなど必要な事務処理を行います。
- ・ 次に、請求人が主張されていることに関して説明します。
- ・ 平成25年5月17日付けの「府費負担教職員に対する旅費の返還請求に係る住民監査請求」の監査結果において、「檜田小学校において、当該校長の誤解により誤った旅行命令がされていたことから、当該校長の在任中、他にも口頭での旅行命令の内容と、旅行命令簿兼旅行明細書に記載された事項が異なっていた事実がないか、大

阪府教育委員会において調査し、必要な措置を講じられたい」との意見が付されました。

- ・ 学校総務サービス課が高槻市教育委員会に対して、平成25年6月6日付けで、平成23年度及び平成24年度の「旅行命令」及び「旅行命令簿兼旅行明細書」の状況調査を依頼しました。これからの説明では「調査」とします。
- ・ 同市教育委員会から、平成25年6月13日付けで平成23年度分が、平成25年7月18日付けで平成24年度分の調査の結果が回答されました。精算の必要があるものが372件となっています。旅行に行っていないにもかかわらず、旅費請求を行っていた事案はありません。
- ・ 現榎田小学校長からは、先ほど述べた「旅費の誤払金の支出（過年度分）について（依頼）」等の必要書類が提出されました。
- ・ 先に述べた監査結果の対象となる住民監査請求があった折に、高槻市教育委員会を通じて事実確認を行いました。当時の学校長は退職していることから、教頭等から聞き取りをしたということです。以下がその内容です。
- ・ 当時の学校長は「自家用車使用」で旅費を請求できるのは、広範囲に及ぶ家庭訪問や急病人の搬送、物品の搬送などの用務の場合であるので、これら以外の用務では、旅行命令は「自家用車使用」は行っても、旅費請求は「公共交通機関利用」の申請で行うものと認識していたようです。
- ・ 次に、大阪府教育委員会としての自家用車の公用使用についての考え方を説明します。
- ・ 大阪府教育委員会は、教職員による交通事故の防止について万全の措置を講じる観点から、自家用車の公用使用については、「緊急やむを得ない場合を除いては、自家用車の公用使用は認めないこと」としており、府内の市町村教育委員会に対しても通知を行っています。
- ・ ただし、実際に自家用車使用による旅行を認めるかどうかは「旅行命令権者」たる学校長の所管事項となっています。
- ・ 自家用車使用による旅行は、原則、認められていませんが、特別に学校長が緊急やむを得ないと認める場合、例えば、重い荷物がある場合、また、急病人やけが人を搬送する場合、授業により研修開始時間に間にあわない場合などがあります。
- ・ 次に、大阪府教育委員会における自家用車使用による旅行の旅費支給の計算方法について説明します。自宅から直接用務先に行く場合は「宅発」とします。用務先から直接自宅へ帰る場合は「宅着」とします。
- ・ 自家用車使用による旅行の場合は、宅発、宅着であっても、その路程は勤務地の学校と用務先を往復した場合と同様の扱いとして距離数の1キロ未満を切り捨てて計算を行い、その距離数に単価37円を乗じて計算します。この取扱いは旅費の支給に関する運用によるものです。
- ・ この取扱いとする理由ですが、先にも述べたように、自家用車使用による旅行は特別に学校長が緊急やむを得ない場合に認められるものであり、このような旅行命令ではその性質上、復命または荷物の返却などのために帰校させる必要が多い状況

にあります。

- また、小中学校の場合は、僻地や遠隔地にある学校も多く、そのような学校では緊急やむを得ない理由で自家用車使用による旅行もある程度の件数があります。学校では、緊急やむを得ない理由で自家用車使用による旅行を行った場合に備え、あらかじめ各用務先ごとの路程を計測した一覧表などを作成し、効率的な事務処理を行っているところもあります。このような観点から勤務地の学校と用務先を往復した場合と同様の扱いとして距離数の計算を行っています。
- 次に、通勤認定を行うために算定された経路と重複する旅行経路があっても、その区間を除算しない取扱いをしています。その理由は、自家用車による通勤を認定された者は、通勤手当算定のための経路の距離を計算し、通勤手当額を算出しますが、それはあくまでも手当算出のための経路であり、その利用経路についてまで具体的に認定されているものではないためです。この取扱いについては、校長研修、事務職員研修において周知しています。
- 今回、請求人は、関係者等への支出額の返還・賠償の請求及び差止めを勧告することを主張されています。
- しかし、先に述べたように、現行の旅費制度の取扱いでは、自家用車を使用する旅行の場合は、宅発、宅着であっても、その路程は勤務地の学校と用務先を往復した場合と同様の扱いとして距離数計算を行い、その距離数に単価を乗じて計算します。
- また、自家用車を使用した場合に、通勤経路区間を除算して旅費支給する適用はありません。
- 先ほど述べたように、僻地や遠隔地の小中学校では自家用車使用による旅行もある程度の件数があります。パソコンやインターネットの情報環境が整っていない状況では、手作業で用務先から教職員の自宅まで個別に路程を計測するのは、非常に煩雑な事務処理です。
- 事務処理を簡素化する必要性などから、自家用車使用による旅行の場合は、宅発、宅着であっても、その路程は勤務地の学校と用務先を往復した場合と同様の扱いとして距離数の計算を行ってきました。
- しかし、昨今では各学校でのパソコンやインターネットの情報環境もほぼ整い、教職員が使いこなせるようになってきています。また、インターネットの地図表示サービスを利用することにより、路程の計測が容易に行えるようになってきました。このように各学校において、これまでの旅費の計算方法の改正に対応できる環境が整ってきています。
- また、先に述べた平成25年5月17日付けの監査結果において、「このような旅費の計算方法は、ただちに不合理であるとは認められないから、旅費の過払いがあったとはいえない。ただし、公共交通機関を利用した旅行については、宅発、宅着の場合は自宅を起点又は終点として旅費が計算されていることに照らして、自家用車を使用した場合の旅費の計算について、大阪府教育委員会において、今後の取扱方法を検討する必要があるものと考えられる。」と判断されました。

- ・ 以上のようなことから、旅費予算のより効率的な執行という観点から検討を行うこととし、この間準備を進めてきました。
- ・ ついては、平成25年10月1日から自家用車による旅行の旅費支給の計算方法を改正します。
- ・ 具体的な改正内容ですが、宅発又は宅着においては、全路程から通勤手当の算定基礎とする自動車の使用距離を減じた距離をもって、旅費額を計算します。
- ・ また、現行の宅発・宅着の場合であっても、学校から目的地と往復した場合と同様とする取扱いを改めます。
- ・ 現在、調査の結果内容を学校総務サービス課において精査中です。
- ・ 請求人が今回住民監査請求をされている対象の中に、平成25年6月21日に住民訴訟が提起されているものもありますので、裁判の進捗状況を見定めながら、先ほど述べた監査結果の意見に付されているとおり、必要な措置を講じたいと考えています。

2 大阪府教育委員会の陳述に対して、請求人から以下の意見があった。

- ・ この件に関しては、今年の8月23日の読売新聞でも報じられましたが、校長は、どんな場合でも自家用車による出張は許されないと、そういう誤解をして、教職員に対して、出張の際は全てバス・電車といった公共交通機関を使ったものとして旅費を請求するよう指示していました。
- ・ でもおかしいですよ。府教委の主張では、校長や事務の職員に対して旅費に関する研修を行っていたということでした。校長だけでなく事務の職員も研修を受けていたわけです。そうであれば、なぜ校長はそんな誤解をしていたのでしょうか。あり得ない誤解だと思います。
- ・ しかも、校長は誤解だと言っていますが、実際とは異なる出張手段を紙に書かせて旅費を受け取らせていました。これはどう考えても誤解じゃなくて故意ですよ。わざとやっていますよね。車で行ってはいけないと思っていたとしても、バスや電車で行ったという嘘を書かせて旅費を支給させたわけです。
- ・ これはどう考えても違法です。虚偽公文書作成及び同行使、詐取、詐欺です。違法行為であることは間違いないですし、校長は故意で行っていたわけです。事務の職員もそれに加担していたと思われますし、教頭以下他の教職員も、校長の指示に従ったのはわかりませんが、そういうことをしていたわけです。
- ・ 教員の方も、嘘の申請に基づいてお金を公金から受け取っているんだという意識は当然あったと思うんです。教諭として良心は痛まなかったのかと思います。校長も本当に誤解していたのであれば、教育委員会に相談していたと思うんです。
- ・ 先ほども説明しましたが、教育委員会の主張する運用、学校から用務先に行き、そして直接帰宅した、けれども学校から用務先に行き、用務先から学校に一旦戻ったものとして扱っている、実際は戻っていないんですけど、この架空の帰り道の分もお金を払うという特異な運用ですね、これはどう考えてもなかったとしか考えられないと思うんです。

- 教育委員会は先ほど、旅費に関しては、条例・規則・小中旅費事務の手引きに記載があると言っていましたけれども、まず条例では旅費は実費とするんだと、また、旅費は経済的・合理的な経路で計算するものだと条例には書かれています。
- ということは、実際にかかったお金を払うのであって、例えばうっかり寄り道をしたとしても、その部分は払いませんよと、そういうことが条例には書かれているわけです。用務先から学校に戻ってもいないのに、その架空の経路に対してお金を払っているというのは、条例では絶対あり得ないんです。
- 小中旅費事務の手引きを読みましたが、宅着、宅発の場合、自宅から用務先までの距離で計算すると書かれていますし、往復の場合についても書かれています。なぜ往復の場合のことが書かれているかというと、車賃を計算する場合、距離の1キロ未満を切り捨てるんです。例えば行き・帰りともに3.8キロだった場合、それぞれ単独で見ると3キロ、3キロですね。でも、往復で見ると7.6キロですから7キロになります。だから研修先に行ったときは往復で見えてあげますよと、その方が教職員にとっても合理的でしょう、ということだと思えます。決して架空の往復部分についてお金を払うという趣旨ではないと思えます。
- 監査委員の方にも是非小中旅費事務の手引きを見てほしいんです。架空の経路に対してお金を払うなどは書かれていないです。仮にそのように手引きに書かれていたとしても、条例違反です。
- 前回の監査請求では1人の新人教師に関する疑問から住民監査請求をしたのですが、一教員の犯罪と思いきや校長の指示でした。校長は、その一教員に対してその時だけ指示をしたわけではなく、教頭以下他の教職員にもそのような指示をしていたんです。校長自身も虚偽の文書を作って旅費をだまし取っていました。学校ぐるみの犯罪だったんです。
- それを今度は府教委が校長あるいは他の教職員をかばうためかどうか分かりませんが、わけの分からない特異な運用を持ち出して旅費を払うと。そういうふうに言われたら、損害がないということになりますね。前回の監査結果でも損害がないからということで棄却されましたが、そういうわけのわからない条例違反のことを言いでして、校長や教頭以下の教職員をかばっている。これは府教委ぐるみの犯罪なんじゃないかと考えています。
- これは府民にとって許しがたいことで、旅費がだまし取られ、更に、追給するのは盗人に追い銭です。こんなことが許されているのでしょうか。10月1日から運用を改正するということですが、その10月1日からの運用が元々の運用だったのではないのでしょうか。条例の趣旨からすれば、絶対そうです。
- 教育委員会の主張は間違っていると思います。インターネットで路程の距離を計測できるようになってきたと言っていますが、インターネットが登場してもう何年になるんですか。携帯電話でもできるじゃないですか。
- 教育委員会の主張は全く納得できないし、そもそも条例違反です。また、裁判の進捗を待って適切な判断をしたいと言っていますが、今すぐに教職員からお金を返させてもらいたい。校長には賠償責任を負ってもらいたいと考えています。

- ・ 松井大阪府政は改革を志向されていますが、現状に合わないもの、不合理なもの、違法なものは速やかに改革していただきたい。監査委員には厳正・厳格な監査をお願いします。

第4 監査の結果及び判断

1 事実関係

(1) 府費負担教職員の給与等負担について

市町村立学校職員給与負担法第1条の規定により、市町村立の小学校及び中学校等の教職員の給料、諸手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費は、都道府県が負担することとなっており、榎田小学校の教職員は、当該規定により府が給与等を負担する府費負担教職員である。

(2) 旅行命令権者について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条第1項の規定により、市町村の教育委員会が府費負担教職員のサービスを監督することとされており、榎田小学校の府費負担教職員に対する旅行命令権は高槻市教育委員会にある。

なお、高槻市立小中学校管理運営規則第5条の規定により、校長及び所属職員の出張、休暇その他サービスの処理に関することは、校長の専決事項とされている。

(3) 旅費支給の根拠について

府費負担教職員の旅費については、職員の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）、「職員の旅費に関する条例の運用について（通知）」、職員の旅費に関する規則及び「旅費の支給について（通知）」等の規程に基づき支給されている。

(4) 旅費の支給に関する運用について

旅費の支給に関する運用によれば、自家用車を使用した場合の旅費の計算については、自宅から直接用務先に行く場合又は用務先から直接自宅へ帰る場合、いわゆる宅発、宅着の旅行であっても、その路程は勤務地と用務先を往復した場合と同様の扱いとして距離数（1キロメートル未満切り捨て）の計算を行い、その距離数に単価37円を乗じて計算している。

平成12年3月31日までは、小中学校では、公共交通機関利用・自家用車使用のいずれの場合であっても、宅発・宅着の出張は、勤務地と用務先を往復する経路で旅費が計算されていたところ、平成12年4月1日から、宅発・宅着の出張は自宅を起点又は終点として旅費を計算するよう運用通知が改正されたが、自家用車使用の際の旅費の計算方法として従前の取扱いが継続されていた。

(5) 榎田小学校の教職員に対する旅行命令について

平成23年度及び平成24年度の榎田小学校の校長（以下「当該校長」という。）が、榎田小学校の教職員に対して行った旅行命令のうち、請求書及び事実証明書に記載された過誤払があったとされる372件について、請求書、事実証明書及び陳述によれば、以下のことが認められる。

ア 旅行命令が口頭と書面で相違していたもの

当該校長は、口頭で、榎田小学校教職員に対して、同校から用務先、用務先か

ら自宅まで、自家用車を使用する経路により旅行を命令したが、旅行命令簿兼旅行明細書の記載はバス・電車を利用する経路とするよう指示した。

こうした命令の方法は、旅行年月日が平成23年4月5日から平成24年9月21日までの旅行260件でなされていた。

大阪府教育委員会が高槻市教育委員会から事情聴取を行い確認したところ、当該校長がこのような事務処理を行ったのは、自家用車の旅行は原則認められず、特別に校長が緊急やむを得ないと認める場合に限って認められているところ、用務が研修等の場合は、自家用車による経路は認められないと誤解していたためとのことである。

イ 旅行命令は適切にされていたが、旅費の計算に誤りがあったもの

旅行年月日が平成24年6月13日から同年11月30日までの旅行112件について、旅行命令簿兼旅行明細書の記載は、同校から用務先、用務先から自宅まで、自家用車を使用する経路となっており、適切な旅行命令がなされていたが、旅費の計算に用いるべき経路や距離を誤っていたことが認められる。

(6) 旅費の支給について

上記(5)に係る旅費として、表1のとおり、榎田小学校の教職員に対して、平成23年5月17日から平成24年12月17日までの間に、上記「(5)ア」については、バス・電車を利用した経路に基づいて計算された金額、「(5)イ」については、自家用車を使用した経路に基づいて計算された金額、合計346,699円が支給された。なお、高槻市教育委員会から、大阪府教育委員会あて、既支給額と正規支給額との差額、合計143,908円を追給する必要があるとの回答文書が提出されているが、その差額についての支出命令はなされていない。

(表1) 旅費の過誤払について

年度	類型	過誤払件数	既支給額	正規支給額	差額
平成23年度	ア	203件	200,010円	278,032円	78,022円
	イ	—	—	—	—
	小計	203件	200,010円	278,032円	78,022円
平成24年度	ア	57件	53,880円	79,547円	25,667円
	イ	112件	92,809円	133,028円	40,219円
	小計	169件	146,689円	212,575円	65,886円
合計		372件	346,699円	490,607円	143,908円

類型

ア：旅行命令が口頭と書面で相違していたもの

イ：旅行命令は適切にされていたが、旅費の計算に誤りがあったもの

2 判断

請求人は、榎田小学校における旅費のうち、372件の過誤払があったものについては、

虚偽公文書作成・同行使により詐取されたものであるとして、旅費の返還請求、損害賠償請求等、本府の損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告すること、及び過誤払により追給されようとしている旅費について、支給の差止めを求めているので、この点について判断する。

(1) 自家用車を使用した場合の旅費の支給に関する運用について

請求人は、自家用車を使用した旅行で、学校から用務先に行き、直接自宅に帰った場合でも、学校に戻ったものとして扱い、用務先から学校の経路に係る旅費についても支給されているのは、教職員が実際には通っていない用務先から学校までの経路について旅費を支給するものであり、旅費条例に反すると主張している。

しかしながら、路程は勤務地と用務先を往復した場合と同様の扱いとする旅費の計算方法は、小中学校では、パソコン等の情報機器の整備が進んでいなかったことから、事務の煩雑化を避け、旅費事務の誤りを防止するという点で一定の合理性が認められ、ただちに不合理であるとはいえない。

ちなみに、自家用車を使用した場合の旅費の計算について、学校でのパソコンの配備や、インターネット環境の整備などの情報環境の変化を踏まえ、大阪府教育委員会において、平成25年10月1日から取扱方法が改められ、宅発又は宅着においては、全路程（勤務地と用務先を往復した場合と同様とする取扱いはしない）から通勤手当の算定基礎とする自動車の使用距離を減じた距離をもって、旅費を計算することとされている。

(2) 旅行命令が口頭と書面で相違していたものについて

旅行命令権者である当該校長は、本件請求に係る旅行命令372件のうち、上記「第4 1 (5)ア」で認定した260件について、教職員に対して口頭により自家用車による旅行命令をしながら、一方で、旅行命令簿兼旅行明細書には、公共交通機関を利用する経路を記載させていた。

また、その旅費については、旅行命令簿兼旅行明細書に記載された経路に基づき計算されたため、教職員に対して、実際の旅行経路とは異なる経路に基づく旅費が支給された。

このように、旅行命令が口頭と書面で相違していたことや、実際の旅行経路とは異なる経路に基づく旅費が支給されたことは、旅費条例に反していると認められる。

本件については、各教職員は、口頭での旅行命令に従って公務を行ったものであり、実際の経路に基づく正しい旅費が支給されるべきものである。

(3) 旅行命令は適切にされていたが、旅費の計算に誤りがあったものについて

旅行命令権者である当該校長は、本件請求に係る旅行命令372件のうち、上記「第4 1 (5)イ」で認定した112件については、旅行命令簿兼旅行明細書に記載されたとおり、自家用車を使用する旅行命令を行ったが、旅費の計算に用いるべき経路や距離を誤っていたことが認められ、正しい旅費が支給されるべきである。

(4) 大阪府の損害について

上記「第4 1 (6)」で認定したとおり、檉田小学校における平成23年度及び平成24年度の過誤払があったとされる372件の旅行命令に係る旅費の既支給額346,699円

は、正規支給額である490,607円を超えておらず、また、支給を受けた個々の教職員についての既支給額も正規支給額を超えていないことから、大阪府に損害は発生していない。

また、今後支給が見込まれる143,908円は、正規支給額と既支給額との差額として支給されるものであることから、差し止める理由がない。

3 結論

以上のとおり、本件について、虚偽公文書作成・同行使による詐欺罪に該当する違法なものであり大阪府知事が違法又は不当に旅費の返還請求等を怠っているという請求人の主張及び旅費の追給の差止めを求める請求人の主張には理由がない。

よって、請求人の請求を棄却する。